

平成 30 年 9 月

教職員の皆様へ

法人運営本部人事課

最低賃金の改定に伴う短時間勤務教職員等の給料の改正について

下記のとおり改正を行いますのでお知らせします。

記

1. 改正内容

平成 30 年 10 月 1 日付で大阪府の地域別最低賃金が 909 円から 936 円に引き上げられることに伴い、短時間勤務教職員等の給料について以下のとおり改正します。

雇用形態	職種	改正前		改正後	
		単位	額	単位	額
短時間勤務 教職員	一般職（補助）	1 時間	913 円	1 時間	936 円
	スチューデントアシスタント	90 分	1,370 円	90 分	1,404 円
臨時雇用職員	一般職補助	1 時間	913 円	1 時間	936 円

2. 実施時期

平成 30 年 10 月 1 日以降の勤務分（翌 11 月支給分）より実施します。

以上

◆問い合わせ先◆

法人運営本部人事課 人事給与制度担当

電話：6605-3670